

自治会長(地区長、町内会長、公民館長)等の皆さんへ



もし、大規模災害(地震、風水害)が発生したら、あなたの地域ではどうしますか。



▲新潟県中越地震の被災写真▶

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震のような大規模な地震等が発生した場合は、道路や橋梁は崩壊し、多数の地域で火災等が同時に発生するため、消防車や救急車等があなたの地域にすぐにはこれない場合が想定されます。また、最近では、過去に例のない集中豪雨も発生しており、避難が遅れたために水害による犠牲者も出ています。



自分の身は自分で、自分たちの地域は自分たちで守る準備はできていますか。



置

賜地域には、朝日町から長井市を経て米沢市に至る活断層(長井盆地西縁断層帯)があります。

活断層の存在が知られていない地域でも大規模な地震が発生しており、日本では大規模な地震がいつ、どこで起きても不思議ではないといわれています。

阪

神・淡路大震災では、救出された人たちの6割が、近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されました。

自分たちの地域を自分たちで守るため、隣近所の人が集まりお互い協力しながら防災活動に取り組むことが大きな力になります。阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、水害等により、自主防災組織の設立が各地で進んでいます。



あなたの地域には自主防災組織はありますか。

自主防災組織とは

- 災害による被害を最小限にするため、自治会(町内会、公民館区、小学校区)等を単位に地域住民が自主的に連帯し、災害時は初期消火や救出・救護、避難誘導、給水・炊き出しなど、平常時は防災訓練や広報活動などを行う組織です。
- 地域住民が組織結成に合意し、規約、組織体制(役割分担)、活動内容等を定めることとなります。なお、明文化された規約がなくても、住民の合意で組織体制や活動内容等が定められていれば自主防災組織になります。



自主防災組織がある場合は、災害時に機能するか、再点検等してみましょう。

大規模な災害が発生した場合に実際に機能する組織となっているかどうか、定期的な防災訓練や研修会等を開催し、連絡体制や各班、各班員の役割分担等を再点検する必要があります。



自主防災組織がない場合は、組織の結成の検討をお願いします。

自主防災組織の組織体制と役割(例)

予め、災害時の本部の設置場所を決めておきます。

本 部

会 長
(1名)

副会長
(2名)

本部員
(若干名)

災害時

- ・関係機関との連絡調整
- ・各班の状況把握、指示
- ・二次災害の防止

平常時

- ・役員会、総会の開催
- ・防災計画、防災マップ等の作成
- ・防災訓練の実施
- ・各班の活動への指示

情報連絡班

班 長

副班長

班 員

災害時

- ・被害情報、救護情報の収集と伝達

平常時

- ・防災知識の普及
- ・危険箇所の点検



消火班

班 長

副班長

班 員

災害時

- ・消火器などによる初期消火

平常時

- ・火災防止の指導
- ・消火資機材の点検



避難・誘導班

班 長

副班長

班 員

災害時

- ・住民の避難所へ誘導
- ・住民の安否確認

平常時

- ・避難計画の策定
- ・要援護者の状況把握
- ・避難場所の点検



救出・救護班

班 長

副班長

班 員

災害時

- ・負傷者の救出・救護
- ・高齢者等要介護者の手助け

平常時

- ・応急手当の指導普及
- ・救護体制の整備



給食・給水班

班 長

副班長

班 員

災害時

- ・食料・水の調達と炊き出し
- ・救援物資の受領、分配

平常時

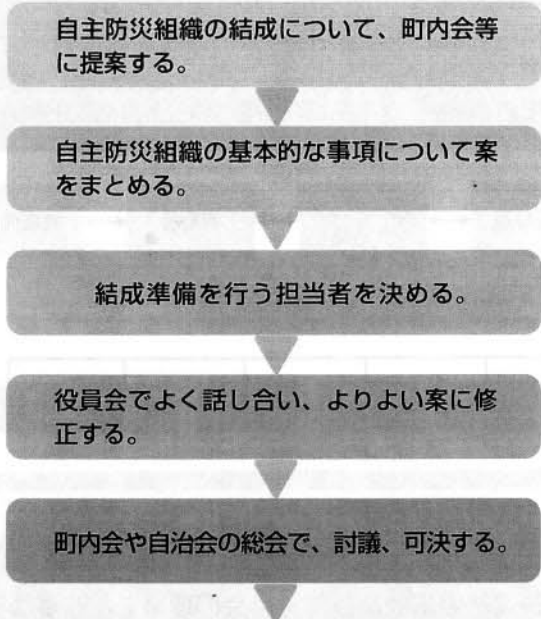
- ・非常食等の家庭備蓄広報
- ・給食資機材の点検





自主防災組織づくりの方法

町内会等を活用して結成する方法を例として、組織づくりの具体的な手順を紹介します。



自主防災組織の結成



活動が軌道に乗ってきたら、「防災計画」をたてましょう。

- ・ 自主防災組織の編成と任務分担
- ・ 防災知識の普及事項、方法、実施時期
- ・ 防災訓練の種別、実施計画と時期、回数
- ・ 情報の収集、伝達方法
- ・ 出火防災対策、初期消火対策
- ・ 救出救護活動への連絡
- ・ 避難誘導の指示、方法と避難経路、避難場所
- ・ 食料、飲料水の確保、配給、炊き出し
- ・ 防災資機材の調達計画、保管場所、管理方法

組織体制の決定

組織体制の例

- ① 公民館や小学校区単位でいくつかの町内会等を併せた形
→【組織の役員は、各町内会の役員等から選出】
- ② 町内会等の組織をそのまま自主防災組織に兼ねる形
→【会長(町内会長)、副会長(町内会副会長)、本部長(町内会役員・隣組長等)、班員(町内会内の各世帯から選出)】
- ③ 町内会等単位の各種団体(消防団、交通安全協会、子供育成会、公民館、民生児童委員、老人クラブ、防犯協会等)の連合体による形
→【会長(町内会長)、各班長(各団体の長)】
- ④ 町内会等の下に、自主防災部門(防災部)をつくる形
→【町内会長の下に、防災活動の経験者等の防災部長、班長(町内会役員・隣組長等)】

※新たな組織結成が難しい場合は、町内会等の活動の中で、災害等緊急時の連絡体制や避難場所の確認、各役員の役割分担、防災訓練等、できる活動から始めていく方法もあります。

役員の人選

町内会等の役員が多忙で、兼務できない時は、別に防災活動の経験者等から人選することも考えられます。

規約案の作成

規約に盛り込む事項(例)

- 組織の名称、目的
- 役員の人選方法、任期
- 会議(総会、役員会)
- 事業
- 会員
- 経費に関すること

事業計画の作成

行事予定(例)

- 5月〇日 役員会、総会
- 6月〇日 防災訓練
- 9月〇日 市総合防災訓練参加
- 12月〇日 防災講演会の実施

その他の活動

自主防災会報の発行
(町内会報と同時発行)

収支見込の作成

自主防災組織の活動に要する経費について、収支見込を作成します。工夫して、なるべく経費をかけないような検討が必要です。(防災資機材については、地域内の家庭や事業所にあるものを災害時に借用する協定等を事前に結んでおけば、新たに購入しなくても済みます。)



自主防災組織の立ち上げを検討したい、もっと詳しく知りたい方は下記にお気軽にお訊ね下さい。

置賜総合支庁総務課消防防災係 ☎0238-26-6007(直通)

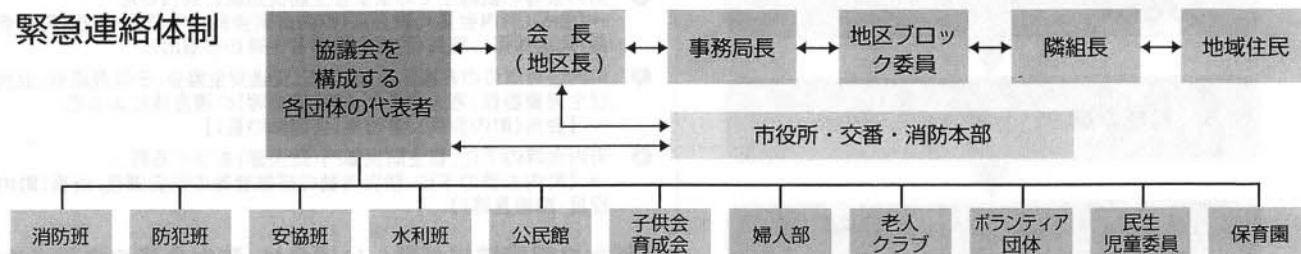
米沢市総務課危機管理室	☎0238-22-5111	長井市民課生活環境係	☎0238-84-2111
南陽市総務課庶務係	☎0238-40-3211	小国町町民課町民生活係	☎0238-62-2111
高畠町総務課危機管理グループ	☎0238-52-1111	白鷹町総務課生活安全係	☎0238-85-2111
川西町政策総務課政策調整グループ	☎0238-42-2111	飯豊町住民課生活環境室	☎0238-72-2111



【事例1】 長井市 館町南地区安全推進連絡協議会 (世帯数 338)

- 地域の防災だけにとどまらず、子供やお年寄りなどの事故や犯罪被害の防止等の活動を行う組織
- 会長（組織の最高責任者）は、館町南地区長とし、地区内の各種団体の代表者による協議会組織
- 役員は、会長（地区長）、事務局長（地区庶務担当）、事務局次長（地区会計担当）、各団体代表者
- 構成団体は、地区会・消防団・防犯協会・交通安全協会・水利組合・公民館・子供育成会・地区婦人部・老人クラブ・ボランティア団体・民生児童委員・保育園

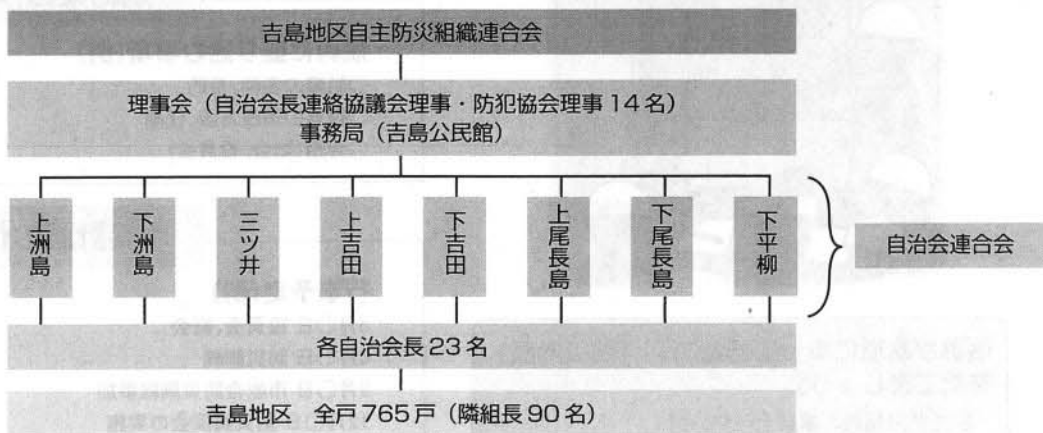
緊急連絡体制



【事例2】 川西町 吉島地区自主防災組織連合会 (世帯数 765)

- 吉島地区自治会長連絡協議会（8つの自治会連合会で構成）と吉島地区防犯協会による共同組織
- 会長と副会長は、理事の中から互選。理事は、自治会長連絡協議会及び防犯協会の理事を、監事は吉島地区自治会長連絡協議会の監事を充てる。
- 吉島地区公民館を活動拠点として、ここに事務局を置き、防災地図（避難場所等）・防災連絡網・災害対応マニュアルの作成や防災訓練、防災資機材の整備活動を実施
- 経費は、自治会長連絡協議会の特別会計予算、寄付金、助成金等をもって充てる。

組織図



【事例3】 飯豊町 手ノ子川東自主防災会 (世帯数 85)

- 手ノ子地区の萩、向原、向原北の三部落の地区民で構成
- 本部役員は、会長・副会長・各支部長・各副支部長・会計・監査で、会長、副会長は支部長の中から互選、会計、監査は副支部長が兼務
- 各部落毎に支部を設置し、支部内に消火班、救出・救護班、情報・誘導班、生活班を設置、班長1名、副班長若干名
- 活動内容は、防災講習会、防災訓練、安全安心パトロール、防災資機材の整備

組織図

